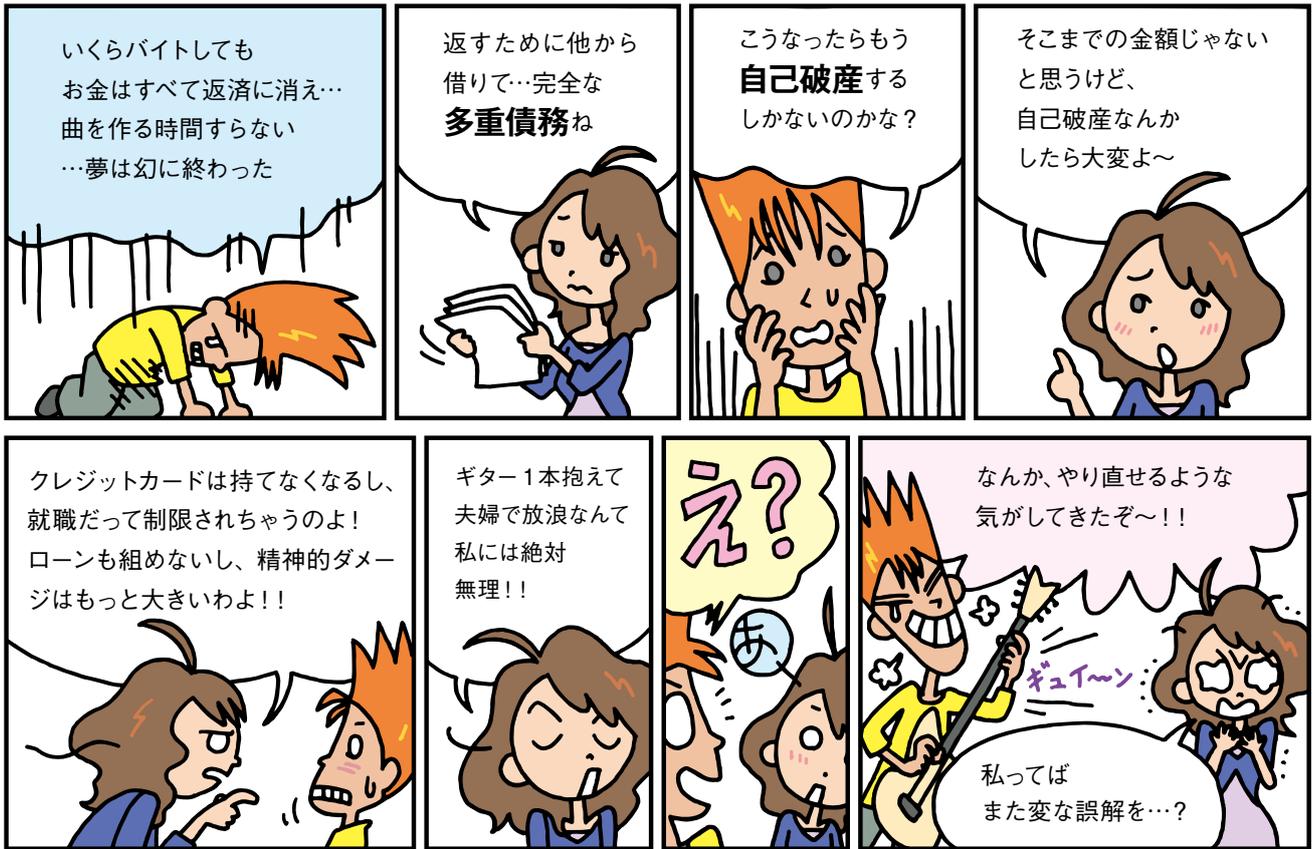


## — 多重債務は自己破産への危険信号 —



### 1 多重債務 返すために借りない！

ローンやクレジットを利用する際には、本当に必要かどうかをよく考え、あらかじめ返済計画を立て、借り過ぎや使い過ぎのないようにします。特に「借金返済のための借金」は絶対にしないことです。

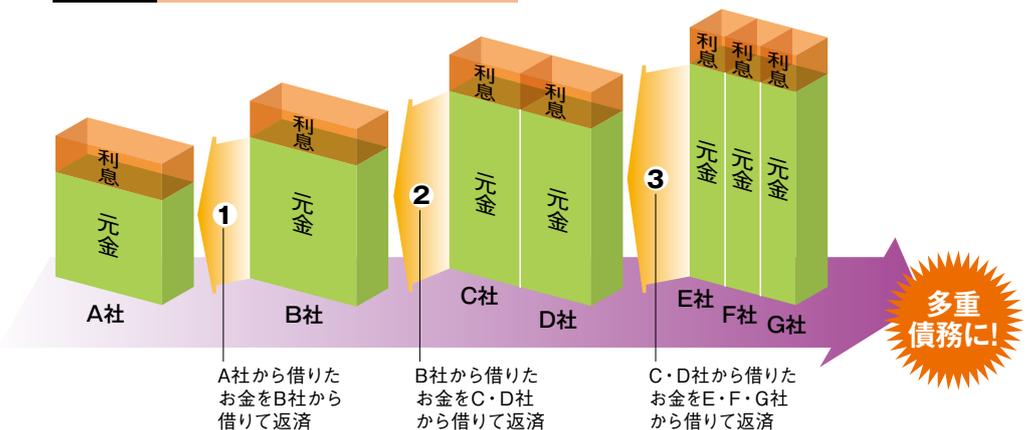
借金返済のために新たな借金をすることは、返済を先送りにするだけではありません。借りたお金の元金と利息を返済するためには、もとの元金よりも利息分を多く借りることになります。そうして元金が増える分だけ利息が増え、どんどん返済金額を膨らませていくことになります。

こうして借入金額が多くなっていくと、「信用（p18参照）」が低下し、高い金利で少しの金額しか借りられなくなっていく、複数の業者から借りざるをえなくなります。

このようにして複数の業者からお金を借り、返済が困難になっている状況を「多重債務」といいます。



図1-1 借金で借金を返済していくと…



## 1-2 多重債務の原因 他者の借金のために多重債務に？

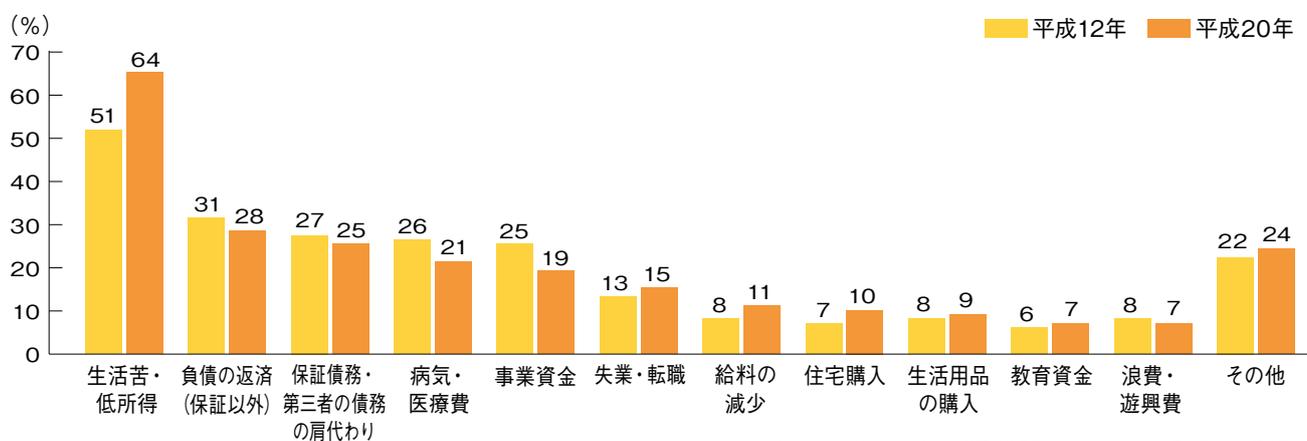
多重債務におちいった原因のうち、多数を占めているのは生活苦・低所得です。平成12年の調査と比較しても大きく増加しています。

また、連帯保証など「他者の借金の肩代わり」が原因である人が、「自分自身の借入金の返済」が原因であるという人と同じくらいであることもわかります。

多重債務におちいる原因はさまざまですが、最初からそうなることがわかっている人はいません。はじめは「少しだけ」「すぐに返せる」と軽い気持ちで借りてしまい、借入れを続けるうちに、返済ができなくなっていった、という例が多いようです。多重債務におちいる危険性は誰にでもあるということを知り、無計画な借入れはゼツタイにやめましょう。



図1-2 多重債務におちいった原因（複数回答）



※資料：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「2008年破産事件及び再生事件記録調査」

## 1-3 総量規制

総量規制は、平成22年6月に全面的に施行された貸金業法（貸金業規制法が改正されたもの）で新たに規定された多重債務を防ぐための取り組みです。一人のひとが貸金業者から借りることができる金額に制限を設けて、返済能力を超える過剰な借入れになるのを未然に防ごうというものです。

借り手の借入額が、1社から50万円または他社からも含む借入残高の合計が100万円を超える貸付になる場合には、貸金業者（p9参照）は、借り手の年収等を書類で確認する義務があります。また、住宅ローン等を除く総借入残高が、年収の3分の1を超えるなどの貸付を行うことは禁止されています。

個人向けの貸付情報が原則として指定信用情報機関（内閣総理大臣が指定<sup>注</sup>）に登録されるため、貸金業者はこの情報を指定信用情報機関に確認し、必要に応じて返済能力を調査することが義務づけられています。

注）平成22年9月現在で、指定信用情報機関の指定を受けているのは、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーです。（個人信用情報機関についてはp36参照）



## 1-4 債務整理 多重債務におちいってしまったら・・・

多重債務者たじゅうさいむしゃのように、どのように努力しても返済できない状況になってしまったら、何らかの形で借入金さいむ（債務といいます）を整理する必要があります。

一般的には次の方法が考えられます。

### ①任意整理にんいせいり

裁判所は通さず弁護士などを通じて業者と話し合い、返済額や返済方法を決める方法。貸し主と借り主の当事者（代理人含む）間で債務を整理します。

### ②特定調停とくていちょうてい

裁判所に調停（仲介）を申立て、調停の場で調停委員が間に入り業者と話し合い、返済額や返済方法を決める方法で、当事者の合意が必要です。なお、話し合いの場には申立てた本人が出席することが基本です。

### ③個人再生手続きこじんさいせい

将来の継続的な収入から借入金を返済する計画を立て、その計画に債権者さいけんしゃの多数が同意し、それを裁判所が認めれば、残りの債務が免除される手続き。

### ④自己破産じこはさん

裁判所に対し、「破産手続き開始の決定」を下すように申立てる方法。破産の申立ては債権者と債務者のどちらからでもできますが、債務者が個人の場合にはほとんどが債務者が自ら破産の申立てを行う「自己破産」という方法がとられています。

破産の申立てが行われると、裁判所は債務者と債権者の財産状況を調査し、支払不能と判断すると「破産手続き開始の決定」をします。これにより、債務者は破産者となり、破産者が財産をもっていれば、生活に最低限必要なものを除いてすべて換金され、債権者に平等に分配されます。



図1-3 債務整理のための要件と注意点

債務整理の種類	要件	注意点
任意整理	毎月一定額の返済が可能。	債権者が複数いる場合、一部でも合意できない債権者がいると、将来的に再び支払不能になることが考えられる。
特定調停	支払不能におちいる可能性。 毎月一定額の返済が可能。	基本的に任意整理と同様だが、裁判における判決と同じ効力があるので、支払いを怠ると給与などを差し押さえられることがある。
個人再生手続き	支払不能におちいる可能性。 継続的に収入を得る見込みがあり、 毎月一定額の返済が可能。 住宅ローンを除く債務総額が5千万円以下。	すべての債務状況および申立人の資産状況を調査し、再生計画案を作成し、裁判所に認めてもらう必要があるため、一定の期間を要する。
自己破産	債務超過にあり、債務の支払いが不能。	上記3つの債務整理方法と異なり、免責によって債務はなくなるが、財産は生活に必要な最低額を除いて処分される。

## 1 5 免責制度 人生を再出発できるよう法律が支援!

破産手続き開始の決定だけでは、債務は帳消しにはなりません。**免責許可**の決定を受けることが必要です。免責は、裁判所が債務返済の責任を免除することによって、破産者に立ち直りの機会を与える制度です。(後日、自分の意思で返済することは可能です。)

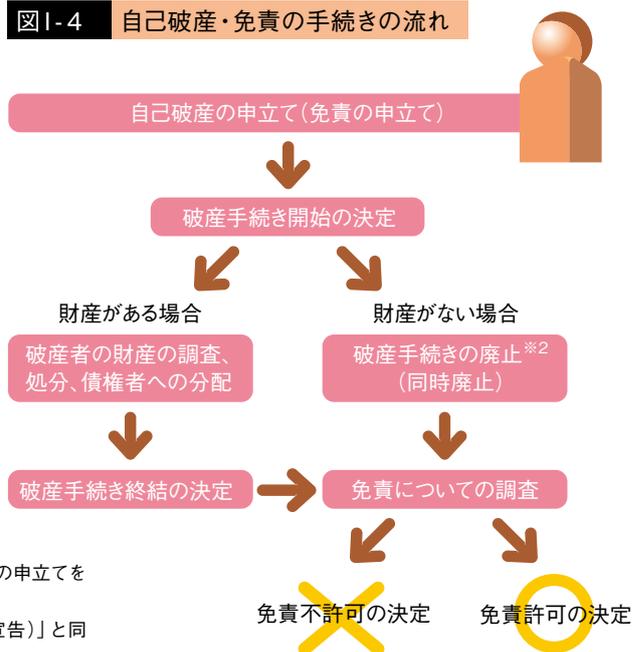
破産手続きと免責手続きは一体化されており<sup>※1</sup>、裁判所は免責を認めない理由(浪費や賭博<sup>とぼく</sup>などで著しく財産を減少させた場合など、破産法で規定されている)がないかどうかを調査し、これがなければ免責許可の決定をします。

なお、免責許可の決定を受けると、その後の7年間は再度自己破産の申立てをしても、免責許可の決定を受けることはできません。

※1 原則として、債務者が破産手続き開始の申立てをした場合、同時に免責許可の申立てをしたものとみなされる。

※2 「破産手続きの廃止(同時廃止)」とは、「破産手続き開始の決定(破産宣告)」と同時に破産手続きの終了をすること。

図1-4 自己破産・免責の手続きの流れ



## 1 6 自己破産後の暮らし ローンやクレジットカードの利用は困難に...

破産手続き開始の決定がなされると、政府が発行する官報に掲載されます。また、本籍地の破産者名簿に記載されますが、この名簿は一般の人は見ることができず、免責許可の決定によって抹消されます。

破産手続き開始の決定後、免責許可の決定までの間は、例えば、証券会社の外務員や生命保険の募集人などの職業に就くことができないなど、一定の就業・資格に制限を受けます。

また、個人信用情報機関に支払いの滞りなどの**情報**が一定期間、登録されることにより、ローンやクレジットカードの利用が難しくなります。

このように、通常の生活は営めるものの社会生活において一定の制限を受けることになり、精神面のダメージも相当なものとなることが容易に想像されます。

### 免責の対象

債務者本人が免責されても、保証人は免責されるわけではない。そのため、保証人は破産者が返済できなかった債務を支払わなければならない。一方で、家族であっても保証人になっていなければ債務の支払義務はない。

### 情報の登録

「債務の返済や支払いが滞った」などの情報は、一般に5年程度(個人信用情報機関によって異なる)登録される。

### 銀行員からの アドバイス



借金の返済が困難になったら、多重債務になる前に、まず相談しよう。

[主な相談窓口]

- 日本クレジットカウンセリング協会 03-3226-0121  
ホームページ <http://www.jcca-f.or.jp/index.html>
- 日本司法支援センター(法テラス) 0570-078374(法制度の紹介と相談窓口のご案内) ※PHS、IP電話からは03-6745-5600  
ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>
- 全国銀行協会相談室のカウンセリング 050-3540-7553  
ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/counseling/>

